

JAS 1794

日本農林規格 JAPANESE AGRICULTURAL STANDARD

生産情報公表牛肉

Beef with production details

2003 年 10 月 31 日 制定
2025 年 3 月 10 日 改正

農林水産省

目 次

ページ

1	適用範囲	1
2	引用規格	1
3	用語及び定義	1
4	牛の種別	2
5	薬効別分類	3
6	生産の方法	3
6.1	生産情報公表特定牛肉	3
6.2	生産情報公表輸入牛肉	4
7	表示	4
7.1	生産情報公表特定牛肉	4
7.2	生産情報公表輸入牛肉	4

まえがき

この規格は、日本農林規格等に関する法律第5条において準用する同法第4条第1項の規定に基づき、独立行政法人農林水産消費安全技術センター（FAMIC）から、日本農林規格原案を添えて日本農林規格を改正すべきとの申出があり、日本農林規格調査会の審議を経て、農林水産大臣が改正した日本農林規格である。これによって、**JAS 1794 : 2019**は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。農林水産大臣及び日本農林規格調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

1794 : 2025

生産情報公表牛肉

Beef with production details

1 適用範囲

この規格は、生産情報公表牛肉の生産の方法について規定する。

2 引用規格

この規格には、引用規格はない。

3 用語及び定義

この規格で用いる主な用語及び定義は、次による。

3.1

生産情報

牛肉の生産に係る次に掲げる情報

- 出生の年月日
- 雌雄の別
- 管理者の氏名又は名称、住所及び連絡先並びにその管理の開始の年月日（認証生産行程管理者等の情報を公表する場合にあっては、当該認証生産行程管理者等の氏名又は名称、住所及び連絡先並びに管理者の氏名又は名称及び住所並びに管理の開始の年月日）
- 牛の飼養のための施設の所在地及び当該飼養施設における飼養の開始の年月日
- とさつの年月日
- 牛の種別
- と畜者の氏名又は名称及び連絡先並びに当該牛がとさつされたと畜場の名称及び所在地
- 管理者が給餌した飼料の名称
- 管理者が使用した動物用医薬品の薬効別分類及び名称

注釈 1 f)の牛の種別については、箇条 4 に示す。

注釈 2 i)の薬効別分類については、箇条 5 に示す。

3.2

管理者

牛の所有者その他の牛を管理する者

注釈 1 管理者は、実質的に生産に関わった者が該当するほか、生産情報公表特定牛肉にあっては、輸入業者が考えられる。

3.3

認証生産行程管理者等

認証生産行程管理者又は認証外国生産行程管理者

3.4

動物用医薬品

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）第 83 条第 1 項の規定によって読み替えて適用される第 49 条第 1 項の規定によって農林水産大臣が指定する医薬品並びに同法第 83 条の 4 第 1 項又は第 83 条の 5 第 1 項の規定によって使用者が遵守すべき基準が定められた医薬品

3.5

生産情報公表牛肉

生産情報公表特定牛肉及び生産情報公表輸入牛肉

3.6

生産情報公表特定牛肉

特定牛肉のうち、**6.1** 及び **7.1** の要求事項に適合するもの

3.7

生産情報公表輸入牛肉

特定牛肉以外の牛肉のうち、**6.2** 及び **7.2** の要求事項に適合するもの

3.8

特定牛肉

牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法（平成 15 年法律第 72 号。以下“牛トレサ法”という。）第 2 条第 3 項に規定するもの

3.9

外注管理

生産行程の管理の一部を外部の者に委託して行わせること

3.10

個体識別情報

牛の個体を識別するために必要な番号等

3.11

荷口番号

6.2 b)の規定によって荷口ごとに生産情報を公表している場合における当該荷口を識別するために必要な情報

4 牛の種別

牛の種別は、次による。

- a) 黒毛和種
- b) 褐毛和種
- c) 日本短角種
- d) 無角和種
- e) a)と b)との交雑によって生じた種 [この種と a)又は b)との交雑によって生じた種を含む。]
- f) 和牛間交雑種 a)～d)の種間の交雑によって生じた種 [この種と a)～e)との交雑によって生じた種を含み、e)を除く。]
- g) 肉専用種 牛肉の生産を目的として飼養される牛であって親の牛が h)～j)の牛でないものの種 [a)～f)及び k)を除く。]

- h) ホルスタイン種
- i) ジャージー種
- j) 乳用種 その雌牛が専ら搾乳を目的として飼養される牛の種 [h)及びi)を除く。]
- k) 交雑種 a)～g)と h)～j)との交雑によって生じた種 [この種と h)～j)との交雑によって生じた種を含む。]

5 薬効別分類

薬効別分類は、次による。

- a) 麻酔剤
- b) 催眠鎮静剤
- c) 解熱鎮痛消炎剤
- d) 鎮けい（痙）剤
- e) 自律神経剤
- f) 強心剤
- g) 鎮がい（咳）きよたん（痰）剤
- h) 利尿剤
- i) f)～h)の薬剤以外の循環器官系用剤，呼吸器官系用剤及び泌尿器官系用剤
- j) 整胃腸剤 [止しゃ（瀉），吸着，消泡剤を含む。]
- k) ホルモン剤
- l) 子宮収縮剤
- m) 肝臓疾患用剤及び解毒剤
- n) サルファ剤
- o) 合成抗菌剤
- p) 抗原虫剤
- q) 抗生物質製剤
- r) 内寄生虫駆除剤
- s) n)～r)の薬剤以外の病原微生物及び寄生性皮膚疾患用剤
- t) ワクチン
- u) 抗血清
- v) t)及びu)の薬剤以外の生物学的製剤
- w) a)～v)の薬剤以外のその他の薬剤

6 生産の方法

6.1 生産情報公表特定牛肉

生産情報公表特定牛肉の生産の方法についての基準は、次による。

- a) **生産情報の記録及び保存** 生産情報のうち、次を正確に記録し、かつ、その記録を保存していなければならない。ただし、認証生産行程管理者等が外注管理をしていない肉用子牛の生産者から家畜市場を通じて購入した肉用子牛のうち、当該生産者が給餌した飼料の名称並びに使用した動物用医薬品の薬効別分類及び名称が記録され、かつ、保存されているものにあつては、1)及び2)の生産情報を有するものとみなす。
 - 1) 管理者が給餌した飼料の名称
 - 2) 管理者が使用した動物用医薬品の薬効別分類及び名称
 - 3) 外国で出生した牛に係る牛肉にあつては、出生の年月日
 - 4) 外国で出生した牛に係る牛肉にあつては、出生から当該牛が輸入されるまでの間の管理者の氏名又は名称及び住所並びにその管理の開始の年月日
 - 5) 外国で出生した牛に係る牛肉にあつては、出生から当該牛が輸入されるまでの間の牛の飼養のための施設の

所在地及び当該飼養施設における飼養の開始の年月日

- 6) 外国で出生した牛に係る牛肉にあつては、出生から当該牛が輸入されるまでの間の牛の管理者の連絡先
- b) **生産情報の公表** 生産情報を、一頭ごとに事実に即して公表^リしていなければならない。ただし、いずれの牛から得られた牛肉であるかを識別することが困難であるときは、20頭以内の荷口ごとに事実に即して公表^リしていなければならない。
- 注^リ 公表する方法の例として、ファクシミリで送信する方法若しくはホームページに掲載する方法又はこれらを組み合わせた方法が考えられるが、これらに限らない。

6.2 生産情報公表輸入牛肉

生産情報公表輸入牛肉の生産の方法についての基準は、次による。

- a) 生産情報を一頭ごとに正確に記録するとともに、その記録を保存し、事実に即して公表^リしていなければならない。
- 注^リ 6.1 b)の注^リを参照。
- b) いずれの牛から得られた牛肉であるかを識別することが困難であるときは、20頭以内の荷口ごとに事実に即して公表^リしていなければならない。
- 注^リ 6.1 b)の注^リを参照。

7 表示

7.1 生産情報公表特定牛肉

生産情報公表特定牛肉の表示の基準は、次による。

- a) **表示事項** 表示事項については、生産情報の公表の方法を表示していなければならない。ただし、生産情報が、小売業者以外の販売業者にあつては容器又は包装の見やすい箇所、送り状、納品書等に、小売業者にあつては容器若しくは包装の見やすい箇所又は牛肉に近接した掲示その他の見やすい場所に事実に即して表示されている場合には、省略してよい。
- 注記 その他の表示事項については、食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）の規定に従わなければならないとされている。
- b) **表示の方法** 表示の方法については、次による。
- 1) **名称** 名称の表示は、その内容を表す一般的な名称に近接して“生産情報公表牛肉”と記載しなければならない。
- 2) **生産情報の公表の方法** 生産情報の公表の方法の表示は、ファクシミリ番号、ホームページアドレス等生産情報を入手するために必要な連絡先を、小売業者以外の販売業者にあつては容器又は包装の見やすい箇所、送り状、納品書等に、小売業者にあつては容器若しくは包装の見やすい箇所又は牛肉に近接した掲示その他の見やすい場所に記載²⁾していなければならない。
- 注²⁾ 記載する方法の例として、文字、二次元コードが考えられるが、これらに限らない。
- 注記 その他の表示の方法については、食品表示基準の規定に従わなければならないとされている。
- c) **表示禁止事項** 表示禁止事項については、牛トレサ法第3条及び6.1 a)によって記録された生産情報並びに生産情報の公表の方法の内容と矛盾する用語を表示してはならない。
- 注記 その他の表示禁止事項については、食品表示基準の規定に従わなければならないとされている。

7.2 生産情報公表輸入牛肉

生産情報公表輸入牛肉の表示の基準は、次による。

- a) **表示事項** 表示事項については、次の事項を表示していなければならない。ただし、3)にあつては、生産情報が、小売業者以外の販売業者にあつては容器又は包装の見やすい箇所、送り状、納品書等に、小売業者にあつては容器若しくは包装の見やすい箇所又は牛肉に近接した掲示その他の見やすい場所に事実に即して表示されてい

る場合には、省略してよい。

- 1) 個体識別情報
- 2) 6.2 b)の規定によって荷口ごとに生産情報を公表している場合にあつては、1)に代えて荷口番号
- 3) 生産情報の公表の方法

注記 その他の表示事項については、食品表示基準の規定に従わなければならないとされている。

b) 表示の方法 表示の方法については、次による。

- 1) 名称 名称の表示は、その内容を表す一般的な名称に近接して“生産情報公表牛肉”と記載しなければならない。
- 2) 個体識別情報又は荷口番号 個体識別情報又は荷口番号の表示は、小売業者以外の販売業者にあつては容器又は包装の見やすい箇所、送り状、納品書等に、小売業者にあつては容器若しくは包装の見やすい箇所又は牛肉に近接した掲示その他の見やすい場所に記載していなければならない。
- 3) 生産情報の公表の方法 生産情報の公表の方法の表示は、ファクシミリ番号、ホームページアドレス等生産情報を入手するために必要な連絡先を、小売業者以外の販売業者にあつては容器又は包装の見やすい箇所、送り状、納品書等に、小売業者にあつては容器若しくは包装の見やすい箇所又は牛肉に近接した掲示その他の見やすい場所に記載²⁾していなければならない。

注²⁾ 7.1 b) 2)の注²⁾を参照。

注記 その他の表示の方法については、食品表示基準の規定に従わなければならないとされている。

c) 表示禁止事項 表示禁止事項については、7.2 a)に規定する事項及び6.2の規定によって公表された生産情報の内容と矛盾する用語を表示してはならない。

注記 その他の表示禁止事項については、食品表示基準の規定に従わなければならないとされている。

制定等の履歴

制	定	平成15年10月31日農林水産省告示第1794号
改	正	平成20年11月11日農林水産省告示第1608号
確	認	平成26年2月25日農林水産省告示第297号
改	正	平成27年3月27日農林水産省告示第714号
改	正	平成28年2月24日農林水産省告示第489号
改	正	平成30年3月29日農林水産省告示第683号
確	認	平成31年2月15日農林水産省告示第358号
改	正	令和元年12月13日農林水産省告示第1629号
最終改正		令和7年3月10日農林水産省告示第363号

制定文、改正文、附則等（抄）

- 令和7年3月10日農林水産省告示第363号
令和7年4月9日から施行する。